

平成26年度事業報告及び平成27年度事業計画について

1 平成26年度の協議会等の開催状況

(1) 協議会

開催回	開催日時	内容
第1回	平成26年5月8日	ア 在宅医療推進事業の概要について イ 在宅医療に関する現状について ウ 在宅医療に関する問題点について エ 市民意識調査について
第2回	平成26年7月23日	ア 在宅医療の定義及び在宅医療に係る指標について イ 市民意識調査の結果について ウ 長野県須坂市への視察の結果について エ リビング・ウイルについて
第3回	平成26年11月12日	ア リビング・ウイルについて イ 個別協議の結果について ウ 在宅医療についてのアンケートの集計結果 エ 市内の訪問看護ステーションの体制について オ 上映会及び講演会の開催について カ 協議会の会議の傍聴手続の変更について
第4回	平成27年2月20日	ア 上映会の開催について（報告） イ リビング・ウイルについて ウ 講演会の開催予定について エ 平成27年度事業計画（案）について

(2) 専門委員会

開催回	開催日時	内容
第1回	平成26年9月29日	ア 在宅医療推進事業の概要について イ リビング・ウイルについて
第2回	平成26年10月20日	ア リビング・ウイルについて イ その他

(3) 作業部会

開催回	開催日時	内容
第1回	平成26年6月17日	ア 協議会で出された課題について イ 在宅医療に係る指標について ウ 意識調査の結果（速報）について

		エ 事例を基にした課題への対応等の検討について オ 須坂市への視察について
視 察	平成 26 年 6 月 27 日	ア 視察先 長野県須坂市健康づくり課 イ 視察内容 ・在宅医療推進に係る組織体制について ・24時間サポート体制の構築について ・リビングウイルの普及啓発等の在宅で看取りが できる体制の構築について
第 2 回	平成 26 年 7 月 9 日	ア 第 1 回の事例検討結果（問題点、解決策及び担当 分野）について イ 須坂市への視察について ウ 各機関の役割について エ その他
第 3 回	平成 26 年 10 月 29 日	ア リビング・ウイルについて イ 個別協議内容について ウ その他
第 4 回	平成 27 年 2 月 17 日	ア 「エンディングノート」上映会について イ リビング・ウイルについて ウ 看取りに関する啓発資料の作成について エ 平成 27 年度事業計画（案）について オ 在宅医療に関する意識調査（関係者）について

2 平成 26 年度の主な取組の内容

(1) 市民意識調査の実施

ア 目的

市民の在宅医療に関する関心度や意識を調査し、在宅医療の分析を行う。

イ 実施時期

平成 26 年 5 月

ウ 実施結果

無作為に抽出した 40 歳以上の市民 1,000 人に在宅医療等に係る調査用紙を送付し、458 人から回答を得た。当該回答の結果を市における在宅医療を取り巻く現状及び課題の把握に活用した。

(2) 島田市版「リビング・ウイル」の作成

ア 目的

もしものとき（不慮の事故、病気の悪化、老衰等により、できる限りの治療をしても、回復する見込みがなく、生命維持処置を行わなければ、比較的短期間で死に至るであろう不治で回復不能の状態。以下同じ。）の医療・ケアについて、本人と家族等とが一緒になって考えることのできる機会を創出する。

イ 理由

- ・高齢化が急速に進展しており、島田市の高齢化率は、2020年（平成32年）には「31.8%」になると予測されている。
- ・現在、もしものときにどうするかを、個人で考えたり、家族間で話し合ったりすることがほとんど行われていない。
- ・在宅で最期を迎えるためには、患者本人のもしものときの医療・ケアに対する意思が明確であることが望ましい。
- ・市民意識調査において、リビング・ウイルを「作成したい」と思う市民が約46%いた。また、作成について「分からない」と思う市民が約40%いたことから、啓発によって作成したいと思う市民は、増加することが予想される。

ウ 実施事項

「もしものとき」の医療・ケアについての生前の意思表示に関する様式を定め、広く市民へ作成についての啓発を行う。

エ 検討経過

専門委員会で検討を行った後、市立島田市民病院及び医師会において確認

カ 実施時期

平成 27 年 5 月 10 日

キ 実施内容

- (ア) 様式 別紙『「もしものとき」の医療・ケアについての生前の意思表示』
- (イ) 対象者 原則として市民

(ウ) 実施開始日 平成27年5月10日

(3) 市民啓発事業「エンディングノート」上映会の開催

ア 目的

市内の在宅医療体制の整備を推進するためには、市民が在宅医療に関する関心を深めることが重要であるため、市民への啓発を目的としてこの事業を実施した。

イ 実施時期

平成27年2月8日

ウ 内容

(ア) ドキュメンタリー映画「エンディングノート」の上映（会場：ホール）

a 次第

- (a) 開会
- (b) 市長挨拶
- (c) 来賓挨拶（島田市医師会長）
- (d) 島田市在宅医療推進協議会委員等による市民啓発のための寸劇
- (e) 市立島田市民病院事業管理者挨拶
- (f) 映画上映

b 来場者数 598人（一般来場者数；579人 関係者；19人）

(イ) 医療及び介護に係る展示（会場：展示ホール）

a 展示時間 午前10時から午後4時30分まで

b 内容 次の団体等において、医療及び介護に係る展示を行った。

- (a) 島田市医師会
- (b) 島田歯科医師会
- (c) 島田薬剤師会
- (d) 市内の訪問看護ステーション
- (e) 島田市地域医療を支援する会
- (f) 市立島田市民病院地域医療サービスセンター
- (g) 島田市市民福祉部長寿介護課
- (h) 島田市消防本部警防課
- (i) 島田市健やか・こども部健康づくり課

c 来場者数 約300人

(4) 医療マップの作成

ア 内容

施設等の位置を中学校区単位の地図に表示するとともに、診療科目、診療時間、電話番号その他の必要な事項を記載した冊子を作成する。

イ 表示の対象となる施設等

市内の病院、診療所、歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション及び包括支援センター

ウ 作成方法

志太榛原地域 「医療マップ」 （静岡県中部健康福祉センター地域医療課 編集・発行）等を参考に作成した。

(5) 24 時間対応可能な訪問看護ステーションの整備の検討

ア 目的

今後の高齢化の急速な進展及び市内において24時間対応可能な訪問看護ステーションが不足している状況に鑑み、現在、市長部局と病院とで行っている訪問看護に関する事業を再構築し、24時間対応可能な訪問看護ステーションを整備することを検討する。

イ 理由

(ア) 2025年問題等の状況

団塊の世代が75歳を迎える2025年（平成37年）には、島田市の高齢化率は、33.3%になると予想されている。

この高齢化の進展に対し、現在の入院医療中心の体制では対応が困難であり、医療制度改革により病院における在院日数は、今後、短縮されることとなる。

このような背景から、当市においても、在宅医療の重要性がますます高まってくることとなる。

また、国の調査では国民の60%以上が、今年度実施した市の調査でも市民の約65%が自宅での療養を望んでいる。

(イ) 医師からの意見

市内の医師の多くは、自らの診療所を受診していた者を中心に在宅医療を行っており、現在の体制では、これ以上在宅医療を行う対象者数を増やすことは困難である。また、医師自身が高齢化している現状もあることから、医師を支える24時間対応可能な訪問看護ステーションの整備が急務である。

(ウ) 市内の他の訪問看護ステーションの状況

平成26年8月及び平成26年10月に、市内の5か所の訪問看護ステーションの管理者等が出席する連絡会を開催した。その中では、現状の規模で24時間体制を行うと看護師が疲弊してしまうおそれがあるとの意見が出され、当該時点において、新たに24時間体制の確立を目指すステーションは認められなかった。

(エ) 24時間体制を確立するためのステーションの整備

上記(ウ)のとおり民間の事業所においては対応が見込めないことから、市において24時間体制を確立したステーションを整備する必要がある。

その場合、現在ある島田市訪問看護ステーションと市立島田市民病院訪問看護室の規模を考慮すると、それぞれが24時間体制を目指すことは困難であるため、両ステーションで行う事業を再構築することにより、24時間体制の確立を目指す。

2 平成 27 年度の主な取組の内容

(1) リビング・ウイルの様式の周知及び配布

ア 目的

もしものとき（不慮の事故、病気の悪化、老衰等により、できる限りの治療をしても、回復する見込みがなく、生命維持処置を行わなければ、比較的短期間で死に至るであろう不治で回復不能の状態。以下同じ。）の医療・ケアについて、本人と家族等とが一緒になって考えることのできる機会を創出する。

イ 実施時期

平成27年 5月10日

ウ 実施内容

島田市版の「リビング・ウイル」の様式を作成したことを広く市民に周知するとともに、配布に当たっては、慎重な取扱いを要する内容を含むため、作成を希望する市民に必要な説明をし、様式を渡すこととする。なお、説明をする者については、健康づくり課で開催する養成講座その他必要な研修を受けた者とする。

(2) 講演会の実施

資料 2 のとおり

(3) 24 時間対応可能な訪問看護ステーションの整備の検討

ア 目的

今後の高齢化の急速な進展及び市内において24時間対応可能な訪問看護ステーションが不足している状況に鑑み、現在、市長部局と病院とで行っている訪問看護に関する事業を再構築し、24時間対応可能な訪問看護ステーションを整備することを検討する。

イ 実施内容

平成26年度に引き続き、現在、市長部局と病院とで行っている訪問看護に関する事業を再構築し、平成28年 4月から新体制で事業を開始することを目標として検討を進めていく。